コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 11 月 20 日
株式会社ＭＡＣオフィス
代表取締役社長 池野 衛
問合せ先： 執行役員管理本部長 岩田 謙作
ＴＥＬ：06-4704-8705
ＵＲＬ：https://www.mac-office.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、監査役、会計監査などの機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マックオフィス株式会社	290,400	42.20
池野 衛	262,800	38.19
スターティア株式会社	135,000	19.62

（注）所有株式数および割合には、当社所有の自己株式 24,000 株を除いて記載しております。

支配株主名	池野 衛

親会社名	ありません。

補足説明

マックオフィス株式会社は当社の代表取締役社長である池野衛の資産管理会社であり、池野衛及び近親者が株式の 100%を保有しています。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	３月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	１０名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	３名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 圭介	他の会社の出身者											
松浦 啓太	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 圭介	―	―-	国内外での豊富な不動産業界での経験を通じて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定 及び経営監督の実現への貢献が期待できると 判断し、選任しております。
松浦 啓太	―	―-	上場会社での管理部長経験と高い見識から、その知識と経験を活かして業務執行者に対する監督機能強化を担っていただけるものと判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	ありません。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	５名以内
監査役の人数	２名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役会に出席し、監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の

表明を行い、適宜そのフィード バックを受けることで、内部監査人や監査法人と相互連携を図っております。監査法人及び内部監査担当者とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取など密に連携して監査の実効性を確保しております。社外取締役２名は、取締役会、監査役、常勤取締役などとの意見交換を行い、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況などについて、監督・監査を行う体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西 宏章	公認会計士／税理士													
髙橋 政樹	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 宏章	―	―-	公認会計士及び税理士資格を有し、会計・

			税務に関する高い見識をもって監査意見を表明していただくために社外監査役として招聘しております。
髙橋 政樹	―	―-	他の会社のマネジメントとして豊富な経験及び経営に関する知見を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を期待して、社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	０名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	役員及び従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの保有を通して、役員及び従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることなど、その他の者に対しては、企業価値向上に対する業務連携をより一層高めることなどを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは主に管理本部で行っております。取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保できるようにするとともに、必要に応じて事前説明を行っております。 また、その他の重要な会議及び重要事項についても、必要に応じて資料の配布又は電子メール等を利用して事前説明等を行い、コミュニケーションを図ると同時に、社外取締役及び社外監査役の意思決定のサポートを行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

（１）取締役会 当社の取締役会は３名の取締役（うち社外取締役２名）で構成されております。 取締役会は法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。 なお、定時取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。 取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに取締役会は取締役の職務執行を監督しております。 （２）監査役 当社は監査役制度を採用しており、２名（うち社外監査役２名）で構成されております。 監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。 （３）会計監査 当社はかなで監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券 上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき監査を受けております。なお 2026 年３月期において 監査を執行した公認会計士は水野雅史氏、小倉圭介氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内 であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 10 名及びその他９名であります。 なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると 考えているためです。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定でおります。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応しております。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、 ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適切性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行いました。現在は、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、公共の信頼を継続的に維持し、当社の社会的責任を果たす観点からも必要かつ重要と認識しています。 また、当社が反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることを目的としております。

（２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力対応規程」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。さらに、公益財団法人東京都暴力追放推進センターの会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです

【模式図】

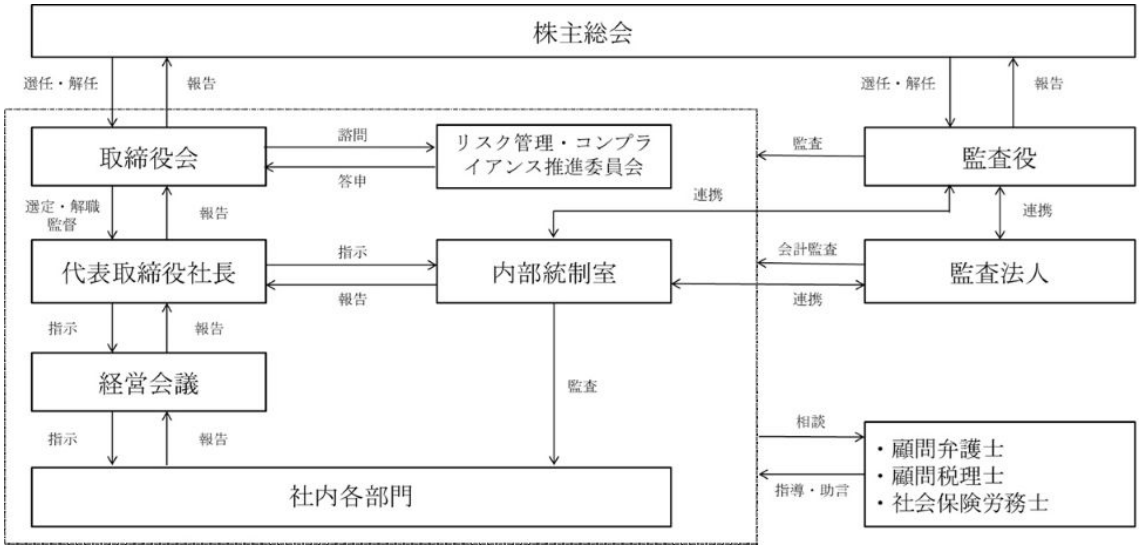

【適時開示体制の概要】

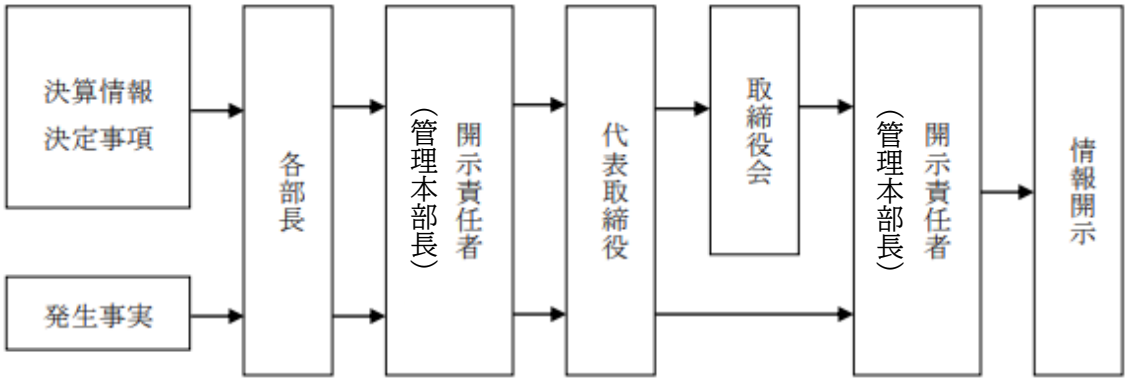

以上